

# 令和 5 年度 第 3 期 論文式民法試験問題

## 受験上の注意事項

- 1 監督者の指示がある前に、この問題を開くことを禁止します。
- 2 試験開始の合図により、解答を始めてください。この試験では、六法を貸与し、その使用を許可します。
- 3 試験開始の合図の後、印刷不鮮明等に気付いた場合は、黙って手を挙げ、監督者に申し出てください。
- 4 解答は、答案用紙に黒インクのペン又はボールペンにより書いてください。  
消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンは使用しないでください。また、鉛筆は不可です。
- 5 試験時間は60分です。  
試験開始後20分以内及び試験終了前5分間は、答案の提出及び試験室からの退出はできません。それ以外の時間に退出（途中退出）する場合には、黙って手を挙げ、自席で答案及び問題を監督者に渡してから退出してください。
- 6 この問題は、試験終了後、持ち帰ることができます。
- 7 次のもの以外は机上に置かないでください。  
受験票、筆記具、時計（計算機能等のないものに限る。）、眼鏡。  
受験票は、氏名、受験番号が記載されている面を表にして、監督者が見やすい位置に置いてください。なお、上記以外のものについては、監督者の許可を得てください。
- 8 問題検討のためのラインマーカー及び色鉛筆の使用は、問題用紙に限り認めます。
- 9 携帯電話等は、必ず電源を切って鞆等にしまってください。
- 10 試験室内では、耳栓の使用はできません。
- 11 試験時間中の発病等やむを得ない場合には、黙って手を挙げ、監督者の指示に従ってください。
- 12 試験時間中の喫煙や飲食（ガム等を含む。）は、禁止します。
- 13 試験終了の合図とともに、直ちに筆記具を置き、監督者の指示を待ってください。
- 14 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験を停止し、合格の決定を取り消すことがあります。

## 〔民 法〕

次の文章を読んで、後記の〔設問 1〕及び〔設問 2〕に答えなさい。各設問は独立したものとする。

### I

#### 【事実】

1. Aはその妻が死亡した直後から認知症を発症し、その後も症状が進行したため、現在は重度の認知症となっていた。そのため、Aと同居していたAの一人息子（成人）であるBがAの身の回りの世話や、Aの財産の管理に当たっていた。
2. あるとき、Bは、Aの所有する土地（以下「本件土地」という。）をAの代理人としてCに2000万円で売却したが（以下「本件売買契約」という。）、Cからの代金支払や、Cへの引渡し及び所有権移転登記は未了であった。
3. その後、Aが死亡し、BがAを相続した。Bは、Cからの本件売買契約の履行請求に対し、B自らの締結した本件売買契約が無権代理であるなどと主張して、本件売買契約の追認を拒絶した。

#### 〔設問 1〕（40点）

【事実】 1 から 3 までを前提として、次の問いに答えなさい。

本件売買契約の履行請求に対するBの追認拒絶が認められるかについて答えなさい。

### II 【事実】 3に代えて、以下の【事実】 4があった。

#### 【事実】

4. 家庭裁判所は、Aについて後見開始の審判をするとともに、Bを後見人に選任した。  
Cからの本件売買契約の履行請求に対し、Aの後見人に就任したBは、自らの締結した本件売買契約が後見人就任前の行為で無権代理であるなどと主張して、本件売買契約の追認を拒絶した。

#### 〔設問 2〕（60点）

【事実】 1 及び 2、【事実】 4 を前提として、次の問いに答えなさい。

本件売買契約の履行請求に対するBの追認拒絶が認められるかについて、前記〔設問 1〕との違いを意識しつつ、答えなさい。また、Bの追認拒絶が認められる場合、CはBに対し

て責任の追及をすることができるかについても併せて答えなさい。

